

資格確認書に関するQ & A

	質問	回答
Q1	「資格確認書」を交付する目的は何か	資格確認書を交付する目的は被保険者証廃止後にマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることが出来ない状況にある方が、医療機関等に提示することで、保険診療を受けられるようにすることです。
Q2	資格確認書は具体的にはどのような者に対して交付されるのか。	資格確認書は「マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることが出来ない状況にある者に交付する」とされ、主な交付対象者は次のとおりです。 A: マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを返納した方 B: マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方、マイナ保険証の利用登録解除を申請した方 C: マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方 D: マイナンバーカードを紛失・更新中の方 E: マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方 F: マイナンバーの登録が完了していない方 原則、D～Eは申請により、A～C・Fは職権交付となります。
Q3	令和6年12月2日以降、現在持っている被保険者証が有効な場合は、資格確認書は交付されないのか	現在交付している被保険者証が有効な間は資格確認書は交付しません。 なお、有効期限(令和7年12月1日)が経過するまでにマイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を職権で交付する予定です。
Q4	経過措置期間(令和7年12月1日)までの間に現在の被保険者証を紛失した場合は、どのような申請をすればよいか。	令和6年12月2日以降は新規、再交付ともに被保険者証の発行はできません。 被保険者証紛失については「被保険者証滅失届」を提出いただき、マイナ保険証で医療機関を受診してください。 マイナ保険証をお持ちでないなどマイナ保険証を利用できない場合は、資格確認書を発行しますので「被保険者証滅失届」と「資格確認書(再)交付申請書」で申請してください。

資格確認書に関するQ & A

質問	回答
Q5 資格確認書の有効期限はいつまでか	交付日を含む月より3年後の年末となります。 【例】 令和6年12月10日 交付 → 有効期限 令和9年12月31日 令和7年3月5日 交付 → 有効期限 令和10年12月31日 ※ただし、マイナンバー未登録、マイナンバーカードの更新・再発行手続き中といった短期的にマイナ保険証の利用が出来ない期間が生じる場合の有効期限は交付日を含む月より2ヶ月後の月末となります。 【例】 令和6年12月10日 交付 → 有効期限 令和7年2月28日
Q6 申請及び職権交付にて一度交付された資格確認書の有効期限が到来した場合は、どのようになるのか。	資格確認書の有効期限が到来する場合は、直近のマイナ保険証の利用登録状況を確認の上、職権交付する予定です。 ただし、マイナンバーが未登録のため発行した資格確認書(Q19参照)は有効期限が到来しても、職権交付対象外とするため必要な場合は「資格確認書(再)交付申請書」で申請してください。
Q7 資格喪失した者の資格確認書は回収して健保組合に返納する必要があるのか。	有効期限内の資格確認書はこれまでの保険証と同様に資格喪失届に添付して返納してください。 また、紛失した場合などは滅失届の提出もお願いいたします。
Q8 有効期限の過ぎた資格確認書は回収して健保組合に返納する必要があるのか。	有効期限の過ぎた資格確認書は回収する必要はありません。 ただし、資格確認書は個人情報が含まれているものであることから適切な方法で破棄するようお願いいたします。
Q9 資格確認書を保有しているが、その後マイナ保険証の利用登録を行った場合、資格確認書を返納する必要はあるか。	必ずしも返納する必要はありませんが、マイナ保険証利用率向上のためにもできる限り返納をお願いいたします。
Q10 マイナ保険証を保有しているが、念のため資格確認書を持っておきたいという者が資格確認書の交付を希望する場合、交付することは可能なのか	資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることが出来ない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、念のため資格確認書を持っておきたいという理由で交付することはできません。
Q11 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合は、マイナ保険証として利用できなくなるのか。	電子証明書の有効期限が切れた後、3ヶ月を経過するまではマイナ保険証として医療機関等で引き続き利用が可能ですので、それまでに電子証明書の更新手続きをお住いの区役所等で行ってください。

資格確認書に関するQ & A

	質問	回答
Q12	資格確認書を保有しているが、限度額適用認定証や特定疾病療養受療証等は必要ですか。	必要です。 従前どおり申請に基づいて交付いたします。
Q13	資格確認書のき損・滅失があった場合の取扱いについて	資格確認書をき損・滅失があった場合は、「資格確認書(再)交付申請書」で申請してください。なお、申請する方がマイナ保険証を利用可能である場合には、資格確認書は原則、交付しませんのでマイナ保険証をご利用ください。
Q14	Q13で『資格確認書をき損・滅失した場合は、「資格確認書(再)交付申請書」で申請してください。』となっているが、職権で交付された資格確認書は、申請でなく職権で交付されないのか	交付した資格確認書をき損・滅失したことは、健保組合では把握することが出来ませんので、そのような場合は再交付申請をしていただくこととなります。
Q15	マイナ保険証を持っている場合には一律に資格確認書を交付しないという意味か	マイナ保険証を保有している場合でも要介護の高齢者の方や障害をお持ちの方などの事情がありマイナ保険証の利用が困難なケースも想定されます。 マイナ保険証を保有している場合でも上記のような理由等で利用することが困難な方には申請理由を確認したうえで交付いたします。
Q16	今回の法改正において資格取得届等の様式変更はあるのか。	資格取得届や被扶養者異動届に資格確認書の発行要否欄を設けます。 なお、電子申請等も発行要否欄を設けた新様式のレイアウトに変更される予定ですが、変更時期については使用しているシステムベンダーにお問い合わせください。
Q17	電子申請等で旧様式で申請した場合、交付希望はどのように示せばよいか	電子申請等で旧様式で申請する際、資格確認書の交付を希望する場合は備考欄に「 資格確認書要 」と記載してください。

資格確認書に関するQ & A

	質問	回答
Q18	資格取得届、被扶養者異動届の「資格確認書発行要否欄」は、どのような場合にチェックするのか	発行要否欄にチェックをする方は以下の方となります。 A: マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを返納した方 B: マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方、マイナ保険証の利用登録解除を申請した方 C: マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方 D: マイナンバーカードを紛失・更新中の方 E: マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方
Q19	マイナンバーを記載しない資格取得届や被扶養者異動届を届出した場合は、資格確認書は交付されるのか	法令上、資格取得届や被扶養者異動届にはマイナンバーの記載が義務化されておりますので、記載したうえでの提出をお願いいたします。 なお、マイナンバーが記載されていない場合でも届出の受付は可能です。 マイナンバーが記載されていない資格取得届や被扶養者異動届については、Q2の交付対象者の『F』に該当する為、職権にて資格確認書を交付します。 ただし、有効期限は交付日を含む月から2ヶ月後の月末となります。
Q20	資格確認書は申請交付と職権交付が混在する為、資格喪失届に添付する資格確認書の有無の判断が困難となることが想定されるが、健保組合から発行者リスト等が送付されるのか。	定期的に資格確認書の交付実績を事業所に提供することを予定しております。